

内容

1.	補助金の流れ	2
2.	こんな時は	3
(1)	自分は申請できるの?	3
(2)	事業規模と補助上限額を知りたい (小規模事業者ってなに?)	4
(3)	これは補助対象?	5
(4)	直接的に生産性を向上させる設備ってなに?	6
(5)	いつから買っていいの?	7
(6)	どこで買ったら (見積もりを取ったら) いいの?	7
(7)	事業内容 (購入先・物) を変更したい	8
(8)	申請を取下げたい	9
(9)	会社の住所・代表者等が変わった	9
(10)	実績報告書は何が必要?	9
(11)	補助金交付請求書はいつ提出したらいいの?	9
(12)	補助金の支払いはいつ?	9
3.	その他注意事項	10
(1)	交付申請について	10
(2)	事業実施について	10
(3)	実績報告について	10
(4)	補助金交付請求書について	10
4.	問い合わせ先	10

1. 補助金の流れ

事前準備

- 物品の選定・見積書の徴取（令和4年4月1日以降の日付のもの）
- 直近の決算書又は確定申告書をコピー（PDF化）
- 「補助金交付申請書」の作成

交付申請

- 期間内（令和4年5月11日から5月17日午後5時まで）にメール又は窓口（市役所12階産業政策課）にて申請
- 市役所より受付番号の発行（不備のない受付、最短での事業開始日）

交付決定

- 申請締切後1週間は書類審査期間。市税滞納状況を関係課へ照会（滞納がある場合は抽選対象となりません）
- 応募多数の場合は抽選。抽選結果は翌日にホームページにて公開
- 採択決定者には「交付決定通知書」を郵送（市役所）

事業実施

- 発注、支払い、納品、設置
- 代表者、所在地、名称等の必要が発生した場合は変更手続きが必要（事業内容の変更は原則できません）

実績報告

- 納品書・請求書・領収書・支払明細書・振込明細書等をコピー（PDF化）
- 完成写真（設置場所が分かるもの、型番部分）撮影
- 実績報告書作成（ポイント付与、値引き、手数料相手方負担は対象事業費から引く）

金額 確定

- 交付申請書と実績報告書の内容に相違がないか確認（市役所）
- 交付申請書と実績報告書の内容に相違がある場合は補助金支払いができません。
- 「金額確定通知書（補助金として支払う額通知書）」送付（市役所）

請求

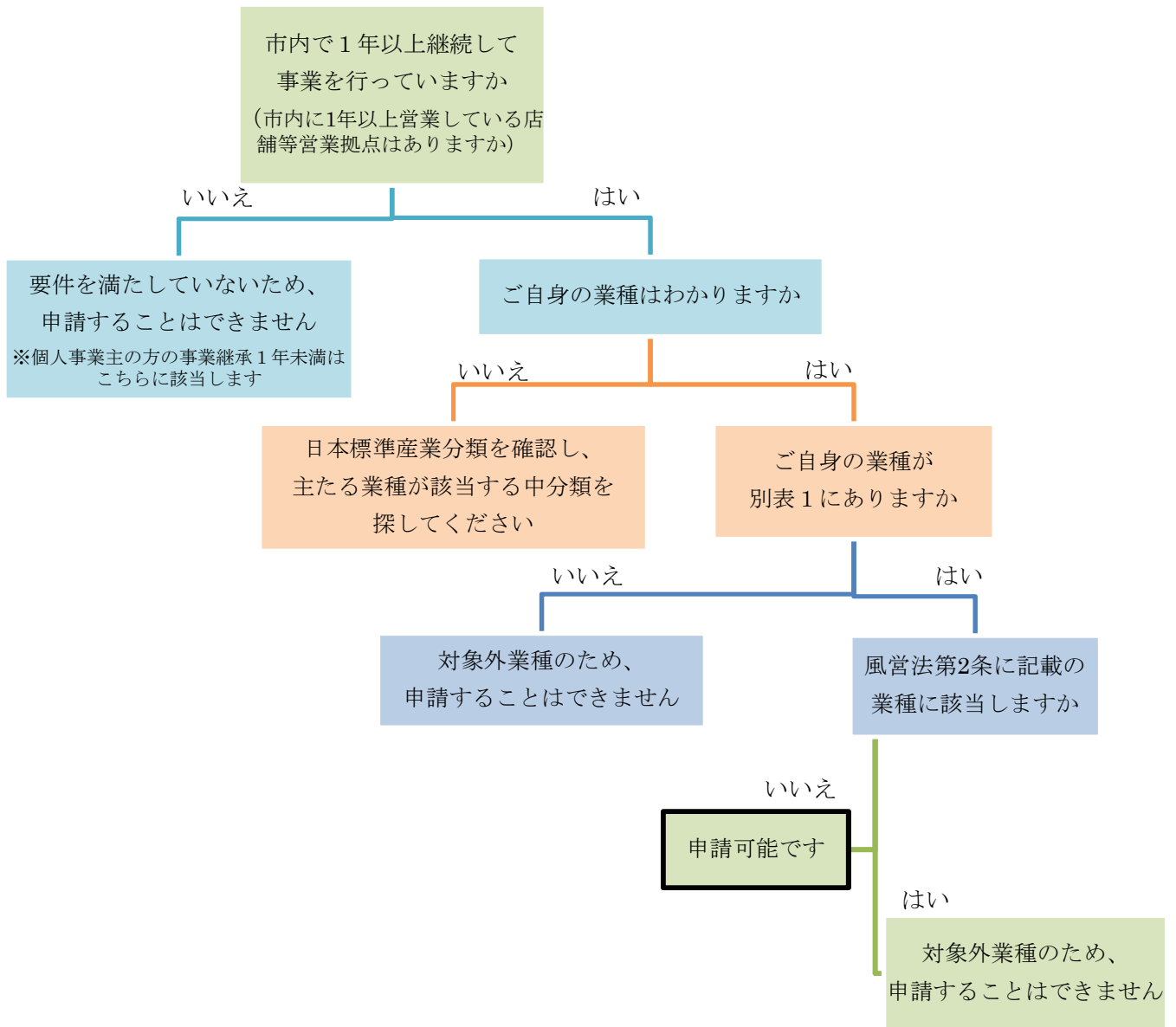
- 「金額確定通知書」記載の金額を請求書に記載
- 「補助金交付請求書」をメール又は窓口にて提出

補助金 受取

- 「補助金交付請求書」受領後30日以内に補助金を支払い（市役所）
- 振込名「マエカンギョウセイ」
- 月曜日又は木曜日に振り込まれます（振込予定日は「金額確定通知書」送付時にお知らせします。）

2. こんな時は

(1) 自分は申請できるの？

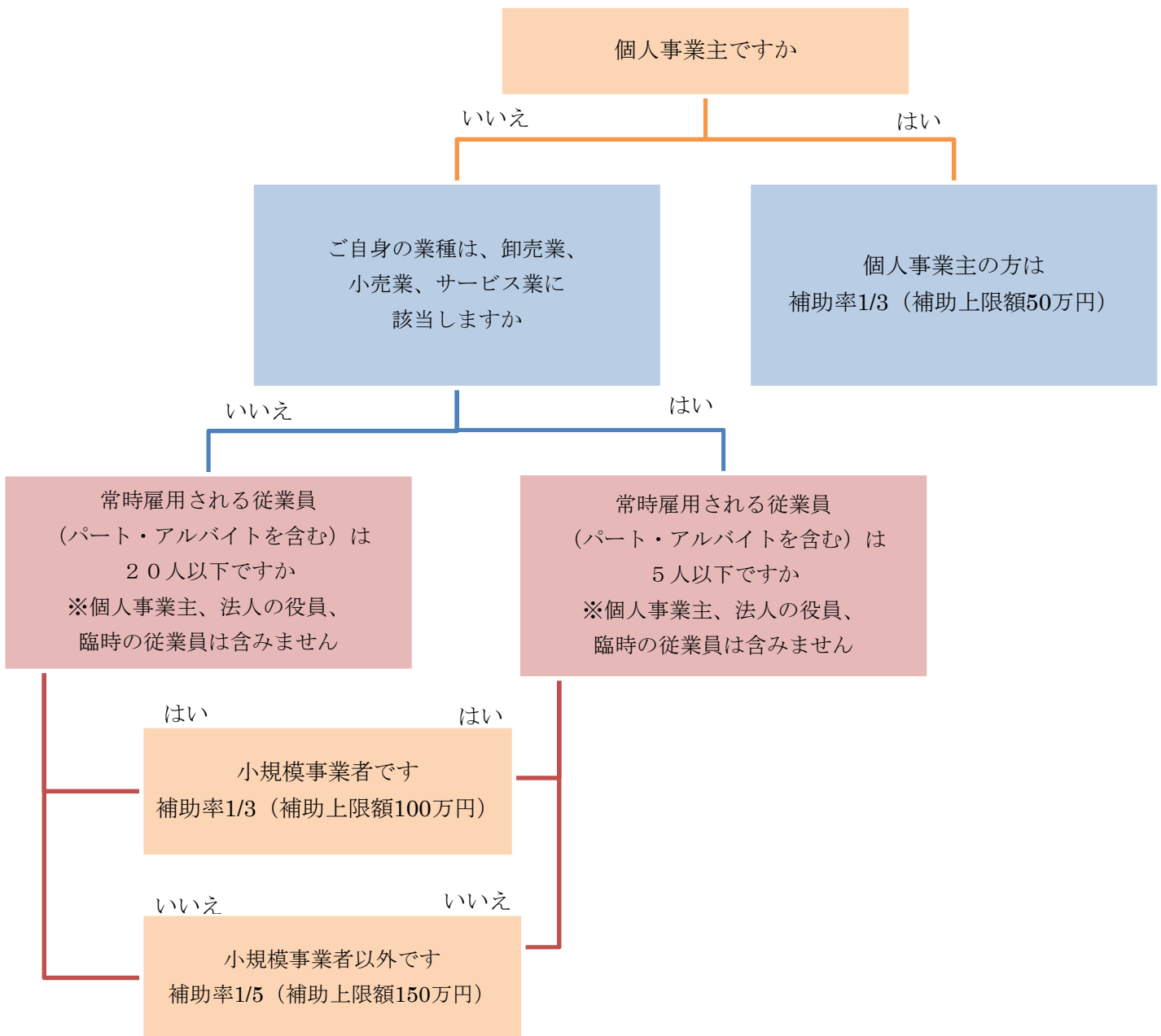


※ご自身の業種がどれに該当するかわからない場合はお問い合わせください。「その他〇〇業」を選択されている場合は事業内容の確認を行うことがあります。

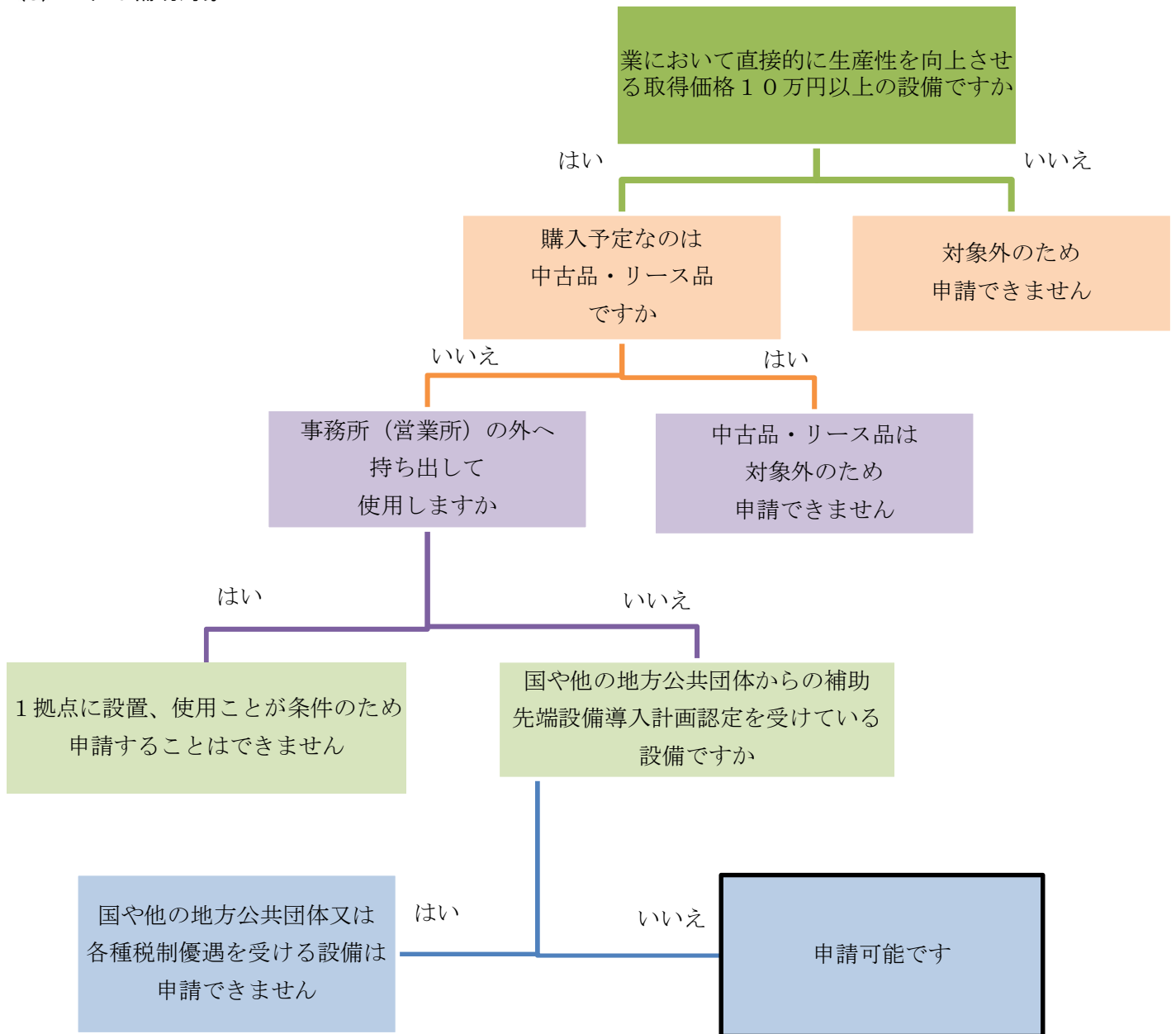
※自家栽培した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は農業又は林業となります。

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいる場合は業種が製造業又は小売業に該当するため申請可能です。その場合は追加書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 事業規模と補助上限額を知りたい（小規模事業者ってなに？）



(3) これは補助対象？



※発注先は原則市内です。市外へ発注する場合は(6)どこで買った方がいいの?記載の基準に基づき判断します。

(4) 直接的に生産性を向上させる設備ってなに？

各業種における生産性を向上させる設備例は以下のとおりです。

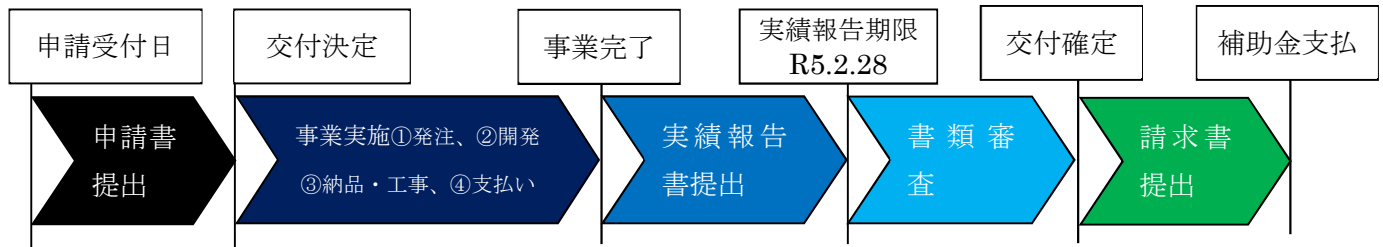
あくまで一例ですので、導入を検討される設備がある場合は申請前にご相談ください。

業種	目的	対象となる設備例	対象とならない設備例
C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業	製品量を増加させる	<ul style="list-style-type: none"> ● 溶接機 ● 切断機 ● 自動袋詰め装置 ● 印刷機（印刷業に限る） ● 研削盤 ● 冷凍・冷蔵庫（容量拡張に限る） 	エアコン等空調設備 LED 3D スキャナ ベルトコンベア
G 情報通信業 H 運輸業・郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス M 宿泊、飲食サービス N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの)	提供サービス量を増加させる	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーニング業における洗濯乾燥機（容量拡張に限る） ● 事業拡大新規店舗出店による調理器具 ● 新規メニュー提供を目的とした調理器具、美容機器 	エアコン等空調設備 LED 冷蔵ショーケース 給湯器 製氷機 タイヤチェンジャー

(5) いつから買っているの？

市役所から交付決定を受けた日から購入可能です。申請から交付決定を受けるまで発注などは行わないようにご注意ください。

事業実施に係る流れは以下の通りです（併せて[1 補助金の流れ](#)もご確認ください）



(6) どこで買ったら（見積もりを取ったら）いいの？

本補助金には、市税が投入されており「発注先は原則として市内業者」としていただく必要があります。ただし、以下の2点を満たす場合に限り、市外事業者・代理店に発注する内容で申請をすることができます。その場合は、申請書に市外発注の理由を記載してください。

- ①当該物品・開発委託を取り扱う市内事業者・代理店が存在しない。
- ②当該物品の代替品（同程度の機能を有する物品）を取り扱う市内事業者が存在しない。もしくは代替品が存在しない。

※市内代理店は以下により検索し、市内取扱店が見つからなかった場合はその旨を申請書に記載してください。

- ・インターネットで「メーカー名 代理店」で検索。
- ・インターネットサイト indexPro 等代理店検索サイトで検索。
- ・メーカーに問合せを行う。

具体例による市外発注の可否

具体例	市外発注の可否
機能の根幹にかかわる特許等を有した（代替品のない）工作機械であり、市内に代理店がない（もしくはメーカーからの直接販売しかない）	○
市内に取扱事業者はあるが、フランチャイズ契約により市外事業者から購入したい（もしくは市外にある自社の関連会社・系列会社から購入したい）	×
メンテナンスの都合上、市外事業者から購入したい	×
汎用品（例：溶接機、金属探知機など）であるが、操作性・デザインが優れているので当該製品を利用したいが、市内に代理店がない	×

注意事項

申請書に市外発注の理由が記載された場合は、本市において内容の確認を行います。「同等性能の代替品が存在する場合」や「市内代理店が判明した場合」は申請期間内に見積書の再徴取が必要になります。再徴取ができ

ない場合は申請を受け付けられませんので注意してください。また、いずれの理由であってもインターネットを介した発注、クレジットカードでの支払いはできません。

(7) 事業内容（購入先・物）を変更したい

交付申請期間終了後、事業内容（購入先・物・数量）を変更することはできません。ただし、以下に該当する場合に限り変更することができます。

事例	対応
購入予定の機器が欠品になってしまった。他メーカーの類似機能を持った機器に変更したい。	同種内での変更は変更申請書提出なしで認めます。ただし、購入金額が上がってしまった場合でも交付決定額は変更しません。一方で金額が下がった場合は対象経費の 1/5（小規模事業者は 1/3）を交付確定額とします。
△△商会で見積もりをとり、申請したが、欠品となってしまった。市内の〇〇会社であれば在庫があるので、購入先を変更したい。	<p>変更申請書の提出が必要です。</p> <p>購入前に変更先の見積書を徴取し、変更申請書の提出を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更申請書 ・ 変更先の見積書 <p>元の見積もりより金額が高くなった場合でも交付決定額の変更はありません。</p>
製造機械□□を購入予定であったが、販売終了となってしまった。後継機種へ変更したい。	同種内での変更は変更申請書提出なしで認めます。ただし、購入金額が上がってしまった場合でも交付決定額は変更しません。一方で金額が下がった場合は対象経費の 1/5（小規模事業者は 1/3）を交付確定額とします。
機器の購入設置を市内A社に発注予定で交付申請を行ったが、発注段階で令和5年2月28日までの事業完了が困難なことが判明した。市外B社は期間内の事業完了が可能であるため変更したい。	<p>変更申請書の提出が必要です。</p> <p>発注（委託契約）前に変更先の見積書を徴取し、変更申請書の提出を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更申請書 ・ 変更先の見積書・仕様書 <p>交付申請時の目的が相手先を変更後も達成できるのか確認を行います。</p>

(8) 申請を取下げたい

交付申請期間中（令和4年5月11日から5月17日）は申請を取下げることができます。取下げの旨を担当者に連絡してください。

交付申請期間終了後、申請取下げすることはできません。真に必要な場合のみ申請してください。ただし、事情により取下げを認めることもありますので担当者に連絡してください。

(9) 会社の住所・代表者等が変わった

所在地、代表者等が変更となった場合は**変更申請書の提出が必要です**。事由発生後速やかに変更申請書を提出してください。

事由	必要書類
所在地の変更	変更申請書 登記簿謄本（個人事業主の方は住民票）
代表者の変更	変更申請書 登記簿謄本

(10) 実績報告書は何が必要？

事業が完了（支払い、納品が共に終了）した日から30日以内又は令和5年2月28日までに実績報告書を提出してください。実績報告書に必要な書類は以下の通りです。

- 実績報告書
- 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し（請求書、レシート等）
- 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書、振込明細書等）
- 完成写真（設置場所、型番の分かるもの）

領収書は本店名（市外）でしか発行されない場合があります。その場合はその他の書類（見積書・納品書・請求書等）が市内店舗名で発行され、市内店舗で購入したことを確認します。

(11) 補助金交付請求書はいつ提出したらいいの？

補助金交付請求書は、**金額確定通知受領後**に提出してください。日付は金額確定通知日（金額確定通知中段左記載）以降の日付としてください。

(12) 補助金の支払いはいつ？

補助金交付請求書を受理してから30日以内にお支払いします。

3. その他注意事項

(1) 交付申請について

- 令和3年度で対象となった設備であっても直接的に生産性を向上させるという目的に合致せず令和4年度は対象とならない場合があります。事前申請を受付けていますので積極的にご利用ください。
- 所在地は法人の方は本社所在地、個人事業主の方は住民票所在地を記入してください。
- 業種は産業分類を確認し、自らの事業に合致するものを記載してください。自らの業種が産業分類のどこにあたるかわからない場合は申請前にお問い合わせください。
- 事業所税加算を受ける方は必ず事業所税領収証を添付してください。
- 市税に未納があると抽選（交付決定）対象となりません。必ず未納がないか確認してください。

(2) 事業実施について

- 前記事業内容に変更（所在地・代表者）が生じた場合は速やかに変更申請書を提出してください。
- クレジットカード、各種商品券での購入はできません。
- 購入時にポイント付与や商品券の還元があった場合は補助対象経費から差し引きます。

(3) 実績報告について

- 請求書、領収書に申請者の宛名・支払い方法が記載してあるか確認してください。

(4) 補助金交付請求書について

- 金額確定通知書受領後速やかに補助金交付請求書を提出してください。
- 口座情報（カナ・金融機関名・支店名・口座番号）が正しく記載されているか確認してください。

4. 問い合わせ先

前橋市役所 12階

産業経済部産業政策課産業政策・経済対策係

電話：027-898-6983

メール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp